



熊本県公報

第 1 2 7 0 9 号

平成 30 年 3 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に
関する特例要領の一部を改正する要領…………… (監理課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査基準及び方法の廃止…………… (農産園芸課) 3
- 熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種の廃止…………… (") 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 5
- 道路の区域変更…………… (") 6
- 道路の供用開始…………… (") 6
- 道路の供用開始…………… (") 6
- 道路の供用開始…………… (") 7
- 道路の供用開始…………… (") 7
- 道路の供用開始…………… (") 7
- 第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の策定…………… (自然保護課) 8
- 第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) 第 3 期の策定…………… (") 8
- 第二種特定鳥獣 (イノシシ) の捕獲等を行うことができる休猟区の指
定等…………… (") 8
- 第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) 第 5 期の策定…………… (") 8
- 第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) の捕獲等を行うことができる休猟区の
指定等…………… (") 9
- 公 告
- 熊本県庁で使用する電気に係る一般競争入札落札者等について…………… (財産経営課) 9
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 1 に係る一般競争入札落札
者等について…………… (") 9
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 2 に係る一般競争入札落札
者等について…………… (") 10
- 林業種苗生産事業者の登録について…………… (森林整備課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 益城台地東土地区画整理組合の設立認可について…………… (都市計画課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 13
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 14
- 正 誤
- 昭和 5 9 年 3 月 8 日熊本県告示第 2 0 9 号 (公有水面埋立免許) 中…………… (河川課) 14

告 示

熊本県告示第 2 7 5 号

児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障
害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定によ

り公示する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援事業所 第二ぶくぶく 八代市古閑中町 2366-1	NPO法人バリアフリー 八代市大村町715 番地2 桑原 恒保	平成30年 3月20日	435020 0293	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサービス

熊本県告示第276号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成17年熊本県告示第380号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び入札参加機会の確保」を削る。

第3条中「引き続き5年以上有する者」を削る。

第4条第1項中「合併等」を削る。

第5条第1項中「合併等」を削る。

第6条第1項中「合併等」を削る。

第7条第1項中「合併等」を削る。

第8条第1項中「合併等」を削る。

第9条第1項中「合併等」を削る。

第10条第1項中「合併等」を削る。

第11条第1項中「合併等」を削る。

第12条第1項中「合併等」を削る。

第13条第1項中「合併等」を削る。

第14条第1項中「合併等」を削る。

第15条第1項中「合併等」を削る。

第16条第1項中「合併等」を削る。

第17条第1項中「合併等」を削る。

第18条第1項中「合併等」を削る。

第19条第1項中「合併等」を削る。

第20条第1項中「合併等」を削る。

第21条第1項中「合併等」を削る。

第22条第1項中「合併等」を削る。

第23条第1項中「合併等」を削る。

第24条第1項中「合併等」を削る。

第9条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の建設事業者の合併等に係る総合点数の算定に関する特例要領の規定は、平成30年4月1日以降に認定を行う吸収合併、新設合併及び事業譲渡並びに会社分割による承継から適用する。

熊本県告示第277号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小坂その1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	御船町	小坂字西居屋敷	2706-1
2	〃	小坂字下原	2129地先里道敷
3	〃	〃	2131
4	〃	〃	2131
5	〃	〃	2131
6	〃	〃	2144
7	〃	小坂字西居屋敷	2714
8	〃	〃	2724
9	〃	小坂字免ノ鼻	2258-1
10	〃	小坂字西居屋敷	2731
11	〃	〃	2733
12	〃	〃	2734-2
13	〃	〃	2753
14	〃	〃	2757-1
15	〃	〃	2762-3
16	〃	〃	2764

熊本県告示第278号

昭和63年3月26日熊本県告示247号（熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査基準及び方法）は、廃止し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第279号

昭和36年4月25日告示256号（熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種）は、廃止し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第280号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 畑鶴地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字畑鶴2711番2の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2716番4、2717番1、2717番2

2 畑村地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字畑村1029番1、1029番2、1029番3、1029番4、1028番2、1029番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1028番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

3 万徳原地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字万徳原2787番1、2787番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2787番4の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2788番1、278

8番2、2788番3、2789番1、2789番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

4 中野尾地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字中野尾2037番1、2037番2、2038番1、2038番2、2038番3、2038番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

5 乾原地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字布田字乾原1079番、1080番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1080番10の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1080番11、1080番13、1080番14、1080番15、1080番15地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

6 玉ノ迫地区（その1）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字布田字玉ノ迫1321番14、1321番15、1321番17、1321番18、1321番19、1324番2、1323番、1318番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1321番11の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1321番16

7 滝地区（その2）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字河原字滝2349番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2350番1、2351番1、2351番2、2363番、2395番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2395番5の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2349番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2351番2地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、2395番地先の道（次の地図に示す部分に限る。）、2363番地先の水（次の地図に示す部分に限る。）

8 上高下地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字上高下1955番28、1955番19の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1955番10の一部（次の地図に示す部分に限る。）

9 塩井社地区（その1）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1849番、1850番、1853番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1849番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

10 立野地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字布田字立野1157番2、1157番9、1065番4の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1157番2地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第281号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町大字木葉348番地	特別養護老人ホーム葉山苑 天領の杜 天草市本町下河内2234番地	431100346	成30年3月20日	地域密着型介護老人福祉施設
社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町大字木葉348番地	ショートステイ葉山苑 天領の杜 天草市本町下河内2234番地	431100347	成30年3月20日	短期入所生活介護

熊本県告示第282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定

したので、同法第51条の30第1項の規定により公示する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障がい者支援センターら いふ 天草市河浦町久留217 番地2	NPO法人福祉の里かわ うら 天草市河浦町白木河内2 107番地10 大橋 紀章	地域移行支援 地域定着支援	平成30年 4月1日

熊本県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町大字中字丸山 1169番地先から 下益城郡美里町大字中字咄合 1781番2地先まで	前	4.0 ～ 32.4	124.6	美里町 へ旧道 移管
				14.3 ～ 34.6		
			後	14.3 ～ 34.6	91.2	
				14.3 ～ 34.6		

2 区域を変更する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植 木線	玉名郡南関町大字下坂下字菅 牟田 2542番1地先から 玉名郡南関町大字下坂下字山 中 2475番3地先まで	前	9.3 ～ 15.9	271.7	広域連 携（交 通安全 ）
				9.3 ～ 14.3		
			後	9.3 ～ 14.3	271.7	
				9.3 ～ 14.3		

2 区域を変更する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字前田 2262番2地先から 天草市深海町字五反田 2881番3地先まで	前	4.2 ～ 24.5	659.1	活力基盤改築
			後	4.2 ～ 24.5	659.1	
				8.1 ～ 72.4	524.3	

2 区域を変更する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 934番1地先から 八代市坂本町葉木字大門山 3629番5地先まで	前	4.0 ～ 38.1	5363.7	荒瀬ダム撤去に伴う護岸引継
			後	4.0 ～ 41.3	5363.7	
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬字柳原 388番1地先から 八代市坂本町川嶽字瀬上 2257番3地先まで	前	8.8 ～ 72.6	4424.0	
			後	8.8 ～ 72.6	4424.0	

2 区域を変更する期日 平成30年3月31日

熊本県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道 934番1地先から 八代市坂本町葉木字大門山 3629番5地先まで	5363.7	荒瀬ダム撤去に伴う護岸引継
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬字柳原 388番1地先から 八代市坂本町川嶽字瀬上 2257番3地先まで	4424.0	

2 供用を開始する期日 平成30年3月31日

熊本県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市住吉町字長田 1456番1地先から 宇土市網津町字八反田 1484番1地先まで	320.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町大字御所字尾畑 2003番地先から 上益城郡山都町大字御所字上御迎 2036番地先まで	160.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志麓字御領原 1856番地先から 同所 1854番地先まで	39.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市的石字渡り上り 1111番1地先から 阿蘇市的石字前田 1067番1地先まで	257.9	単災関連 (仮設道の設置)

2 供用を開始する期日 平成30年3月30日

熊本県告示第292号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により第12次鳥獣保護管理事業計画（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）を定めたので、同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第293号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第3期（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）を策定したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第294号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる休猟区の指定、第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域の休猟区
 - (3) 存続期間
第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第3期の計画期間（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）
- 2 第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 延長する狩猟期間
第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第3期の計画期間（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）内において、11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日まで
- 3 第二種特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
イノシシ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間
第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）第3期の計画期間（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）
 - (4) 禁止を解除する猟法
輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

熊本県告示第295号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）第5期（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）を策定したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第296号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項、第2項及び第3項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる休猟区の指定、第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の指定
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 対象区域
熊本県全域の休猟区
 - (3) 存続期間
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）第5期の計画期間（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）
- 2 第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 延長する狩猟期間
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）第5期の計画期間（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）内において、11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日まで
- 3 第二種特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除
 - (1) 第二種特定鳥獣の種類
ニホンジカ
 - (2) 対象区域
熊本県全域
 - (3) 捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間
第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）第5期の計画期間（平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）
 - (4) 禁止を解除する猟法
輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法

公 告**熊本県公告第183号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県庁で使用する電気 9,993,512キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
116,532,694円（うち消費税及び地方消費税の額8,632,051円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年1月12日

熊本県公告第184号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊

本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1 3, 864, 374キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
57, 546, 388円 (うち消費税及び地方消費税の額4, 262, 695円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年1月12日

熊本県公告第185号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2 9, 125, 225キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
124, 609, 108円 (うち消費税及び地方消費税の額9, 230, 304円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年1月12日

熊本県公告第186号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	熊本県八代1615号
生産事業者の氏名及び住所	白石 安記 熊本県八代市泉町柿迫8190
生産事業の内容	種穂の採取・精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	白石 安記 熊本県八代市泉町柿迫8190

熊本県公告第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(二工区)

玉名市玉名字上徳876番の一部、同877番1の一部、同881番の一部、同882番1の一部、同882番3の一部、同字敷ノ坪1085番、同1086番、同1087番、同1088番、同1090番、同1091番、同1092番、同字阿弥陀田1093番の一部、同1095番の一部、同1096番の一部、同1097番の一部、同1098番1、同1098番2並びに里道及び水路の一部
12, 682.93平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市岩崎163番地
玉名市

熊本県公告第188号

益城台地東土地区画整理組合の設立について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 益城台地東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成30年3月30日から平成34年3月31日まで
- 3 施行地区
上益城郡益城町大字福富字野稲迫、字横道、大字惣領字西大道、字光堀、字南野稲迫字北野稲迫の各一部
- 4 事務所の所在地 上益城郡益城町大字惣領内
- 5 組合設立認可の年月日 平成30年3月22日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示板にて行う。

熊本県公告第189号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ファーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡御船町大字陣字高下991番
池田 秋則	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字井樋尻697番
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字井樋尻698番ほか2筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字向平1139番3ほか2筆
株式会社AGL	阿蘇市黒川	阿蘇市永草字朝日田911番ほか11筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市永草字南向田825番ほか3筆
中村 和章	阿蘇郡南阿蘇村一関	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字上ノ原966番1ほか6筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字中洲653番1ほか1筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上409番
杉本 和博	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字立神1034番98ほか1筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丁字小鶴2122番ほか2筆

- 2 認可年月日
平成30年3月23日

熊本県公告第190号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字向原1270番ほか5筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字野田原4542番1ほか4筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字枇杷田4644番
上野 純一	合志市野々島	合志市野々島字野田原4540番ほか1筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字野田原4630番ほか1筆

2 認可年月日

平成30年3月23日

熊本県公告第191号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社まるごと農場	水俣市古里	水俣市古里字平小場547番1ほか4筆
農事組合法人本井木生産組合	水俣市越小場	水俣市越小場字本井736番1
大川 廣美	水俣市大川	水俣市越小場字宮下211番1ほか2筆
宮本 修治	水俣市越小場	水俣市越小場字向田157番1
執柄 佳一	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字青木鶴2124番1ほか4筆
宮田 順平	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字蟹田2367番ほか5筆

2 認可年月日

平成30年3月23日

熊本県公告第192号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲原 耕一	宇土市神馬町	宇土市石橋町字円寿院556番1ほか4筆
宇都宮 敬一	宇土市走瀉町	宇土市走瀉町字走瀉209番ほか1筆
農事組合法人走瀉	宇土市走瀉町	宇土市走瀉町字走瀉612番ほか12筆
奥村 友博	玉名郡南関町上坂下	玉名郡南関町大字上坂下字四ツ枝411番ほか5筆

池田 松治	玉名郡和水町中和仁	玉名郡和水町中和仁字西山905番97
有限会社サウスウインド	菊池市七城町加恵	菊池市七城町亀尾字上力石1259番1ほか1筆
ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字町字町ノ前88番ほか5筆
株式会社上田園芸	熊本市東区平山町	菊池郡菊陽町大字辛川字上中原820番2ほか5筆
岩間 勇治	葦北郡芦北町古石	葦北郡芦北町大字豊岡字塘添188番1
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町大浦字山ノ口3158番1ほか13筆
株式会社中九州クボタ	菊池郡大津町引水	天草市有明町大浦字横洲1667番1ほか24筆
株式会社山並ファーム	天草市倉岳町宮田	天草市倉岳町浦字鶴舞来石4819番1ほか1筆
小林 優	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字吉原1529番ほか1筆
岡田 寿幸	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3200番1
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3055番20
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字福岡1336番1ほか2筆
村田 広徳	天草市亀場町食場	天草市志柿町字沖田2845番1ほか2筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4630番ほか1筆
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角5582番ほか3筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4156番

2 認可年月日
平成30年3月27日

熊本県公告第193号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
前村 堅次	荒尾市菰屋	荒尾市川登字中牟田1020番 〔一時利用地〕 荒尾市川登字井手口2番4
前村 堅次	荒尾市菰屋	荒尾市川登字大坪698番ほか23筆 〔一時利用地〕 荒尾市川登字中牟田2番8ほか7筆
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1104番1ほか4筆 〔一時利用地〕 荒尾市川登字井手口1番3
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字唄原1416番ほか23筆 〔一時利用地〕 荒尾市川登字中牟田3番5ほか7筆

岸森 スミエ	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1097番1ほか1筆 (一時利用地 荒尾市川登字中牟田1番7)
成徳 成志	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1022番 (一時利用地 荒尾市川登字井手口2番2)
西川 章	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1091番ほか3筆 (一時利用地 荒尾市川登字井手口2番3)
村上 厚	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1126番ほか9筆 (一時利用地 荒尾市川登字井手口1番1ほか1筆)

2 認可年月日
平成30年3月27日

熊本県公告第194号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
成松 孝美	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町高字出口488番5

2 認可年月日
平成30年3月27日

正 誤

昭和59年3月8日熊本県告示第209号（公有水面埋立免許）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	19～21	四等三角点脇ノ上（北緯三二度二〇分四〇秒、東経一三〇度二一分〇四秒）から三一九度五六分〇一秒 一四一〇・八一九メートルの地点	中瀬戸燈台（北緯三七度二〇分〇秒、東経一三〇度二〇分三五秒）から三度〇〇分 八三〇・〇〇メートルの地点